

第五十一号議案

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）の一部
を次のように改正する。

目次中「（第二百七十六条）」を「（第二百七十六条・第二百七十七条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者
に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等
関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とし
た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により訪問介護員等の就業環境が害されることを防
止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に
行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計
画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第三十二条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講
じなければならない。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自
由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供
する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十二条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう各指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第十一条から」を「第十一条の二から」に、「第十一条」を「第十一条の二第二項」に、「及び第二十二條」を「第二十二條及び第三十二條第一項」に、「第三十二條中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、」を「同條第二項中」に、「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。

第六十二条中「第十一条から」を「第十一条の二から」に、「第十一条」を「第十一条の二第二項」に、「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。

第六十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十八条中「、第十一条」の下に「、第十一条の二第二項」を加え、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第八十条第一項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる」を削る。

第八十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行

うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第八十八条中「、第十一条」の下に「、第十一条の二第二項」を加え、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加が困難な場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第八十九条に規定する基本方針及び前条に

規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居室における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

二 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供すること。

四 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告すること。

第九十七条中「、第十一条」の下に「、第十一条の二第二項」を加え、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第一百零二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百零三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百零三条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百零九条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第一百十條に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第百十条の二を第百十条の三とし、第百十条の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百十条の二 指定通所介護事業者は、指定通所介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定通所介護事業者は、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百十二条中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「から第三十八条まで」を「第三十七条、第三十九条の二」に改め、「この場合において」の下に「、第十一条の二第二項」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改める。

第百十四条中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「から第三十八条まで」を「第三十七条、第三十九条の二」に改め、「この場合において」の下に「、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」とを、「をいう」の下に「。第百十四条において準用する第三十三条第一項において同じ」を加え、「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」を「共生型通所介護従業者」に、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百三十四条中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「第三十八条」を「第三十九条の二」に改め、「この場合において、」の下に「第十一条の二第二項及び」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改める。

第百三十九条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百十三條第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第四百十五條中「第十二條から」を「第十一條の二から」に改め、「この場合において、」の下に「第十一條の二第二項及び」を加え、「第三十三條中」を「第三十三條第一項中」に改め、「第三百三條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五百十一條中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十七條中「第十三條」を「第十一條の二、第十三條」に改め、「第三十六條から」の下に「第三十八條（第二項を除く。）まで、第三十九條から」を加え、「第三十三條中」を「第十一條の二第二項及び第三十三條第一項中」に改め、「第三百三條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第七十條第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「利用者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができる」に改め、同項第四號を削り、同項第五號を同項第四號とする。

第七十二條中第十號を第十一號とし、第九號の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十三條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八條第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第七十三條に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場に

おいて行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十条の三中「第十三条」を「第十一条の二、第十三条」に改め、「第三十六条から」の下に「第三十八条（第二項を除く。）まで、第三十九条から」を、「この場合において」の下に「第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」とを「をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」を「をいう。）」と、第百八十条の三において準用する第百五十三条第一項において同じ。」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第百四十八条中」を「第百四十八条第一項中」に改め、「中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百八十条の三において準用する第百五十一条に規定する運営規程をいう。）」と、「同項」を削る。

第百八十七条中「第十三条」を「第十一条の二、第十三条」に改め、「第三十八条」の下に「（第二項を除く。）」を、「この場合において」の下に「、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とを「をいう。）」と、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百九十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百三十三条中「第十三条」を「第十一条の二、第十三条」に改め、「第三十六条から」の下に「第三十八条（第二項を除く。）まで、第三十九条から」を加え、「第三十三条中」を「第十一条の二第二項及び第三十三条第一項中」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百八条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百二十四条中「、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

第二百三十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十一条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十五条第二項第二号中「第二百二十四条」を「第二百二十四条第二項」に改める。

第二百三十六条中「第十五条」を「第十一条の二、第十五条」に、「、第四十条」を「から第四十条まで」に、「第三十三
条中」を「第十一条の二第二項及び第三十三条第一項中」に改める。

第二百四十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十三条第一項中「入居（）」の下に「養護老人ホーム（）」を、「養護老人ホーム」の下に「をいう。以下同じ。」
を加える。

第二百四十六条第二項第七号中「第二百二十四条」を「第二百二十四条第二項」に改める。

第二百四十七条中「第十五条」を「第十一条の二、第十五条」に改め、「第三十六条」の下に「、第三十七条、第三十九
条」を、「この場合において」の下に「、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と
を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「第二百二十四条中」を「第二百二十四条第二項中「指定特定施設
入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「第二百三十一条」を「第二百三十一条第一項」に改め、「適
切な基本サービス」と、「」の下に「同条第二項中」を、「基本サービスを」と、「」の下に「同条第三項中」を、「基本サービ
スに」と」の下に「、同条第五項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と」を加え
る。

第二百五十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百五十九条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める
措置を講じなければならない。

第二百六十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関

係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「この場合において、」の下に「第十一条の二第二項及び」を加え、「第百三条第二項」を「第百三条第二項ただし書」に改め、「利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十六条を第二百七十七条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二百七十六条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十五条第一項(第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百十四条、第一百三十四条、第一百四十五条、第一百六十七条(第八十条において準用する場合を含む。))、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。)、第二百三十四条第一項(第二百四十七条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代える記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第十項第一号中「特別養護老人ホーム」の下に「（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）」を、「軽費老人ホーム」の下に「（同法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。附則第十四項において同じ。）」を加える。

附則第十四項から第十六項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項及び第三十九条の二（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百十四条、第一百三十四条、第四百五条、第六十七条（新条例第八十条において準用する場合を含む。）、第八十条の三、第八十七条、第二百三条（新条例第二百十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六條、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第九条（新条例第四十一条の三及び第四十六条において準用する場合を含む。）、第五十二条（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十七条、第八十二条、第九十二条、第一百二条（新条例第一百四十四条及び第三百三十四条において準用する場合を含む。）、第一百七十二条、第九十一条、第二百七条、（新条例第八十条の三及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第一百七十二条、第九十一条、第二百七条、第二百二十一条、第二百四十二条及び第二百五十二条（新条例第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項

を除く。)に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二(新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百六十七条(新条例第八十条において準用する場合を含む。)、第一百八十条の三、第一百八十七条、第二百三条(新条例第二百五十五条において準用する場合を含む。))、第二百三十六條、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第十一条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第三十二条第三項(新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。)、第二百九条第二項(新条例第一百四十四条、第一百三十四条、第六十七條(新条例第八十条において準用する場合を含む。))、第一百八十条の三、第一百八十七条、第二百三十六條及び第二百四十七条において準用する場合を含む。)、第二百四十三条第二項(新条例第二百三条(新条例第二百五十五条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第二百五十九条第六項(新条例第二百六十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十二条の二第三項(新条例第六十二条において準用する場合を含む。))、第一百三十三条第三項(新条例第一百四十四条、第一百三十四条、第一百四十五条、第一百六十七条、第一百八十条の三、第一百八十七条及び第二百三条において準用する場合を含む。))、第二百七十三条第四項、第二百八条第四項及び第二百三十一条第四項(新条例第二百五十七条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

6 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改

築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正前の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第百七十条第四項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。